○厚生労働省告示第二百三十号

薬 事 法 昭 和三十五 年法 律 第百 四十五号)第二十三条の二第一 項 \mathcal{O} 規定に基づき、 薬事法第二十三

条 の 二 第 項 \mathcal{O} 規定 に ょ り 厚 生 労 働 大 臣 が 基準を定めて 指定す る医 唇機器 平 成十七年 厚 生労働 省告

る。

平成二十五年七月一日

別

表に次のように

加加

える。

厚生労働大臣 田村 憲久

拡

五	八百二
2	1
子宮鏡用液体拡張装置	関節鏡用液体拡張装置
	T 〇 六 〇 一
張又は洗浄に用いること。	関節鏡又は子宮鏡使用下で組織の